

肝炎対策について

- 1 肝炎ウイルス検査の実績について
- 2 肝炎治療受給者証審査件数について
- 3 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業について 一部改正
- 4 肝炎治療特別促進事業について 一部改正
- 5 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について 新規
- 6 肝炎コーディネーター制度について 新規
- 7 その他報告事項
 - ・ 平成31年度 肝炎対策予算の概要

【特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査の実績】
京都府実施分

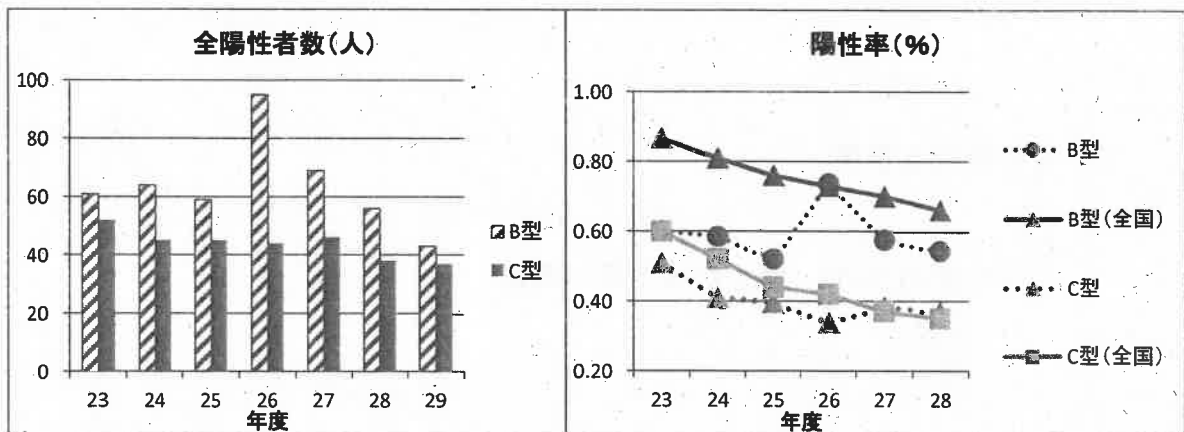
	B型			C型		
	受検者数	陽性者数	陽性率(%)	受検者数	陽性者数	陽性率(%)
23年度	354	6	1.69	353	3	0.85
24年度	754	6	0.80	756	4	0.53
25年度	558	1	0.18	559	4	0.72
26年度	941	8	0.85	940	5	0.53
27年度	656	14	2.13	651	8	1.23
28年度	524	2	0.38	520	3	0.58
29年度	461	2	0.43	456	1	0.22

京都市実施分

	B型			C型		
	受検者数	陽性者数	陽性率(%)	受検者数	陽性者数	陽性率(%)
23年度	2,041	14	0.69	2,041	32	1.57
24年度	1,977	21	1.06	1,977	15	0.76
25年度	2,466	21	0.85	2,466	14	0.57
26年度	3,634	40	1.10	3,634	19	0.52
27年度	2,764	22	0.80	2,764	18	0.65
28年度	2,874	28	0.97	2,874	19	0.66
29年度	5,864	29	0.49	5,864	27	0.46

【健康増進事業における肝炎ウイルス検診の実績】
市町村実施分

	B型			C型		
	受検者数	陽性者数	陽性率(%)	受検者数	陽性者数	陽性率(%)
23年度	7,752	41	0.53	7,753	17	0.22
24年度	8,221	37	0.45	8,224	26	0.32
25年度	8,315	37	0.44	8,324	27	0.32
26年度	8,316	47	0.57	8,321	20	0.24
27年度	8,575	33	0.38	8,585	20	0.23
28年度	6,923	26	0.38	6,934	16	0.23
29年度	6,342	12	0.19	6,366	9	0.14



肝炎治療受給者証審査件数（平成31年2月末現在）

	インターフェロン								小計 (A)	インターフェロンフリー	核酸アナログ製剤	新規申請合計 (A) + (B) + (C)	核酸アナログ製剤	合計 (A) + (B) + (C) + (D)
	B型		C型							C型	B型		B型	
	慢性肝炎疾患	慢性肝炎疾患2回目	慢性肝炎	慢性肝炎2回目	肝硬変	肝硬変2回目	テラプレビル 3剤併用	シメンレビル パニプレビル 3剤併用		小計 (B)	新規申請 (C)		更新申請 (D)	
21年度計	26		572		7				605			605		605
22年度計	15		588	33	9	3			648		581	1,229		1,229
23年度計	10	1	277	26	12	6	26		358		200	558	587	1,145
24年度計	29	4	210	4	24	3	135		409		163	572	748	1,320
25年度計	15	1	115		25	5	27	171	359		166	525	835	1,360
26年度計	15	0	97	5	7	1	0	255	380	503	166	1,049	967	2,016
27年度計	6	0	11	0	0	0	0	20	37	2,162	184	2,383	1,010	3,393
28年度計	7	0	0	0	0	0	0	1	8	1,116	153	1,277	1,130	2,407
29年度計	3	1	0	0	0	0	0	0	4	729	130	863	1,165	2,028
30年度														
4月審査	1	0	0	0	0	0	0	0	1	67	17	85	87	172
5月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	12	77	65	142
6月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	11	67	99	166
7月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	9	59	78	137
8月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	14	62	98	160
9月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	19	69	79	148
10月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	11	39	68	107
11月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	6	50	94	144
12月審査	1	0	0	0	0	0	0	0	1	52	13	66	135	201
1月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	10	42	195	237
2月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	7	29	136	165
年度計	2	0	0	0	0	0	0	0	2	514	129	645	1,134	1,779
累計	128	7	1,870	68	84	18	188	447	2,810	5,024	1,872	9,706		17,282

	インターフェロンフリー																						小計 (B)				
	C型肝炎											C型肝炎硬変															
	セロタイプ1					セロタイプ2						不明等			セロタイプ1					セロタイプ2					不明		
	ダクトラ	ハーボニー	エレルサ・クラジナ	マウイレット	ソバルディ	ワイキラックス	マウイレット	ハーボニー	ソバルディ	マウイレット	ダクトラ	ハーボニー	エレルサ・クラジナ	ゾランシ	マウイレット	ソバルディ	ワイキラックス	マウイレット	ソバルディ	マウイレット							
21年度計																											
22年度計																											
23年度計																											
24年度計																											
25年度計																											
26年度計	364									338												503					
27年度計	381	946	54					488		99	89	9			97							2,162					
28年度計	13	449	187	44	0			293	13	0	67	24	4	0	22				0			1,116					
29年度計	0	140	39	110	5	109	139	6	72	1	1	9	0	14	7	16	3	25	7	23	0	729					
30年度																											
4月審査	0	6	0	4	0	25	1	0	23	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	4	0	67					
5月審査	0	3	0	2	0	21	1	0	24	2	0	1	0	2	0	0	0	7	0	2	0	65					
6月審査	0	4	0	6	0	19	0	0	12	1	0	0	0	0	3	0	6	0	4	0	1	56					
7月審査	0	2	0	3	0	17	0	0	19	1	0	2	0	0	2	0	3	0	0	1	0	50					
8月審査	0	3	0	2	0	14	0	0	15	0	0	2	0	0	1	0	6	0	4	0	1	48					
9月審査	0	4	0	3	0	15	1	0	17	2	0	1	0	0	3	0	4	0	4	0	0	50					
10月審査	0	2	0	1	0	11	0	0	13	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	28					
11月審査	0	3	0	2	0	16	1	0	11	0	0	1	0	1	0	4	0	4	0	0	0	44					
12月審査	0	2	0	3	0	21	1	0	12	0	0	1	0	1	2	0	5	0	4	0	0	52					
1月審査	0	2	0	2	0	11	1	0	3	0	0	1	0	0	1	0	6	0	5	0	0	32					
2月審査	0	0	0	0	0	6	1	0	9	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	22					
年度計	0	31	0	28	0	176	7	0	154	6	0	11	0	4	11	0	51	0	32	0	2	514					
累計	758	1,566	279	182	5	285	927	19	226	7	1	20	238	174	40	31	3	76	126	55	1	5,024					

京都府の肝炎対策の体系図

1 無料肝炎ウイルス検査の実施
新規 肝炎ウイルス撲滅月間・出張肝炎ウイルス検査の実施

↓陽性となった場合

2 初回精密検査費用の助成

↓経過観察や治療が必要となった場合

3 検査費・医療費助成制度の実施					
	慢性肝炎	肝硬変			肝がん
		A	B	C	
一部改正 定期検査費用の助成	← 定期検査費用の助成（1年度に2回まで） →				
一部改正 抗ウイルス治療医療費助成	B型	← インターフェロン治療に対する助成 →			
	C型	← 核酸アナログ製剤治療に対する助成 →			
新規 肝がん・重度肝硬変入院医療費助成		← インターフェロンフリー治療に対する助成 →			
		← 入院医療費に対する助成 →			

4 その他患者支援
新規 肝炎コーディネーター制度

ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

1 事業の内容

(1) 陽性者フォローアップ事業

- ・ 府又は市町村の実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判断された後、初めて京都府肝疾患専門医療機関で受ける精密検査（初回精密検査）費用の助成
- ・ 初回の精密検査を受けた後、若しくはインターフェロン治療等の肝炎治療終了後に定期的に受ける検査（定期検査）費用の助成

(2) 助成回数

初回精密検査 1回、定期検査 1年度に2回

(3) 自己負担限度額

初回精密検査		0円
定期検査	住民税非課税世帯	0円
	市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	慢性肝炎：2,000円 肝硬変：3,000円

2 事業の実施状況（平成27年4月より事業開始）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度*
初回精密検査	24件	28件	14件	12件
定期検査	1件	2件	6件	14件

※平成31年2月末までに助成金の交付が決定した者

3 事業周知方法

- 要領・チラシ等を拠点病院、専門医療機関、肝炎検査委託機関、市町村、保健所各医療関係団体、保険関係団体に配付
- 京都府ホームページに掲載

4 今年度の改正内容

定期検査の申請において、診断書が省略できる要件を追加

- ・ 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合

京都府肝炎治療特別促進事業

➤ 主な改正点

1 B型慢性肝疾患に対するインターフェロン療法への助成回数の増加

- ・ 2回目の治療まで助成対象とする。
- ・ これまでにインターフェロン製剤（ペグインターフェロン製剤を除く）による治療に続いて、ペグインターフェロン製剤による治療を受けて不成功であったものは、再度ペグインターフェロン製剤による治療を受ける場合において、その治療に対する助成を認める。

2 様式における元号の削除

➤ 今回の改正での対応は見送った事項

- ・ 核酸アナログ製剤の更新申請手続きの簡素化

(1) 現状

- ・ 核酸アナログ製剤治療を開始した B 型肝炎患者の多くが長期投与を続けており、毎年 of 病態認定のために医師の診断書（あるいはそれに代わるもの）を提出し、認定協議会の認定を受ける必要がある。

(2) 厚生労働省の要綱改正

以下について、各都道府県の実情に合わせて導入できるとされた

- ・ 診断書又は検査結果資料を提出したその後 2 年間の更新手続きにおいては、検査結果資料の提出を省略できるものとする。
(処方内容が分かる資料は、毎年 of 更新手続きの際に提出させる)
- ・ 診断書又は検査結果資料が提出された場合を除き、認定協議会での審査を省略できるものとする。

(3) 京都府の対応

京都府感染症対策委員会肝炎部会 (H30.5.18) にて協議を行った。

<肝炎部会での確認事項>

- ・ 検査結果資料の提出を 3 年に 1 度にした場合、核酸アナログ製剤治療を受ける患者の定期的な病態確認が疎かになる懸念がある。
⇒ 今回の要綱改正では対応しないこととするが、引き続き他府県の状況も踏まえながら、対応を検討することとする。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

1 目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者から臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。

2 対象者

- ・ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者
- ・ 臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者
- ・ 世帯年収約370万円未満の者

3 公費負担の対象となる医療

- ・ 指定医療機関で行われる肝がん・重度肝硬変の入院医療
- ・ 過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上の場合に、4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し公費負担を行う。

4 公費負担の対象となった月の自己負担月額

1万円

5 参加者証の有効期間

申請書の受理された月の初日から1年間（更新あり）

6 指定医療機関の要件

- ① 肝がん・重度肝硬変入院医療を適切に行うことができる。
- ② 指定医療機関に求められる以下の役割を行うことができる。
 - ・ 肝がん・重度肝硬変の診断を受けた患者がいる場合、本事業についての説明及び入院記録票の交付を行うこと。
 - ・ 入院記録票の記載を行うこと。
 - ・ 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変医療に従事している医師に個人票等を作成させ、交付すること。
 - ・ 本事業の対象となる医療行為が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。
 - ・ その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力すること。

7 医療費の交付

平成30年12月1日以降の診療分から適用する。

8 現在の申請状況（平成31年2月末現在）

指定医療機関数 41施設

参加者証交付 2名

平成30年12月から

肝がん・重度肝硬変の 入院医療費への助成が 受けられます

医療費の自己負担額が
一定額を超えた月が、
年四か月以上ある場合

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療(※1)を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、都道府県が指定する医療機関(指定医療機関)に入院している場合が対象です。

利用の流れ



①入院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、指定医療機関で入院記録票を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院する度に、指定医療機関で入院記録票に入院の記録をしてもらって下さい

肝がん・重度肝硬変で入院して自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去12月で既に3月以上あるときに、4月目から自己負担額が月1万円となるように助成を受けることができます

②助成を受ける手続きをします

指定医療機関の医師に臨床調査個人票(診断書)を記載してもらった上で、同意書に署名して下さい

臨床調査個人票や同意書、入院記録票(※2)などを添えて都道府県に申請して、参加者証を受け取って下さい

※2 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が3月以上あることが記載された入院記録票が必要です。

肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム」(肝ナビ)から、全国の指定医療機関を検索できます。

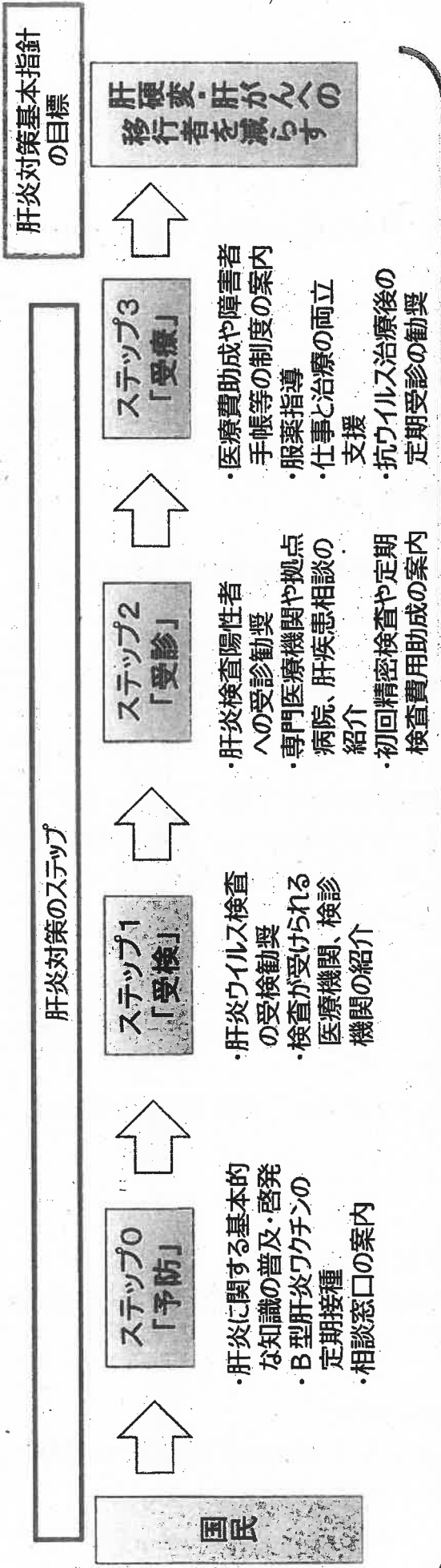


詳しくは以下の担当までお問い合わせください

京都府健康福祉部健康対策課がん対策担当
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
☎ 075-414-4765 (直通)

肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知) 参照



1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整(コーディネート)する

肝炎医療コーディネーター

- | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|---|---|
| 保健師 | 患者会
自治会等 | 自治体職員 | 職場関係者 | 看護師 | 医師 | 歯科医師 | 薬剤師 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などをを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

京都府肝炎コーディネーター制度について

京都府肝炎対策協議会での検討結果、制度の運用は下記のとおりとします。

記

1 肝炎医療コーディネーターの名称について

- ・ 総称を「肝炎コーディネーター」とし、その区分として「医療担当」「啓発担当」を設ける。
- ・ コーディネーターの活動は無償とする。

2 養成の対象とする保健医療関係者の範囲及び募集方法について

(府要綱第5条第1項(1))

- ・ 医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等とする。
- ・ 当面は各職能団体を通じて募集を行う。

3 コーディネーターの公表範囲及び方法について

- ・ 所属する機関によって公表する内容をわける。(イメージは別添参照)
- ・ ホームページでの公表のみならず、患者への制度周知に努める。

4 認定証について

- ・ 知事印の認定証を発行する。
- ・ コーディネーターの自覚を促し、かつ第三者からわかりやすくするため、名刺サイズの認定証も交付する。
- ・ 有効期間は認定日が属する年度の年度末から起算して3年後までとする。

5 認定のための試験について

- ・ 医療担当と啓発担当で共通の試験を実施する。
- ・ 最低限の知識を問う問題を10問程度実施し、全問正解者を肝炎コーディネーターとして認定する。

6 e-learning システムでの研修実施について

- ・ e-learning 化しにくい患者講義もあり、特に制度開始当初は講義内容への要望や理解度を聞き取るため、実地での研修とする。

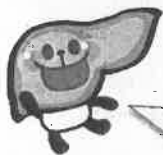
<コーディネーターの公表イメージ>

【医療に関する相談】 ※いずれも祝日及び年末年始を除く

- 京都府立医科大学附属病院 肝疾患相談センター（消化器内科内）
電話：075-251-5171
毎週火・木曜日（午前10時～12時／午後1時～4時） 毎週水曜日（午後1時～4時）
- 京都大学医学部附属病院 肝疾患相談センター（消化器内科内）
電話075-751-4701
毎週月・水・金曜日（午前10時～12時）

【支援制度に関する相談】 ※祝日及び年末年始を除く

- 京都府健康福祉部健康対策課 電話：075-414-4766



上記の他に、京都府では各地域で肝炎対策の推進に協力いただける方を肝炎コーディネーターとして認定しています。
肝炎コーディネーターには「医療担当」と「啓発担当」の2種類があります。

医療担当【医療機関・健診機関】

京都市	●●病院	看護師	1名
	△△薬局	薬剤師	2名

※公表されている各施設についてはあくまでも自施設内で陽性者の方を受診受療に繋ぐ、助成申請などの個別相談に応じる、などの「肝炎医療コーディネーターとしての取り組みを実施している機関等の公表」を目的としたものであり、「外部からの問い合わせに対応可能な機関等の公表」を目的としたものではありませんことをご了承ください。

医療担当【行政機関】

●●市	△△保健所	保健室	(代表連絡先)
××市	××市役所	××課	(代表連絡先)

啓発担当【肝炎患者やその家族からの相談に応じることができる団体等】

京都市	京都肝炎友の会	〇名	(代表連絡先)
舞鶴市	舞鶴ウイルス性肝炎を考える会	〇名	(代表連絡先)

※医学的な質問については、肝疾患相談センター等への橋渡しを行います。

啓発担当【その他民間企業等】

京都市	株式会社 ○○	〇名
	訪問看護ステーション △△	△名

※公表されている各企業等についてはあくまでも自施設内で肝炎ウイルス検査の受検促進を行うなどの「肝炎医療コーディネーターとしての取り組みを実施している機関等の公表」を目的としたものであり、「外部からの問い合わせに対応可能な機関等の公表」を目的としたものではありませんことをご了承ください。

京都府からのお知らせ

肝炎コーディネーター養成のためのモデル研修会を開催します

主催：京都府・京都府肝疾患診療連携拠点病院（京都府立医科大学附属病院・京都大学医学部附属病院）

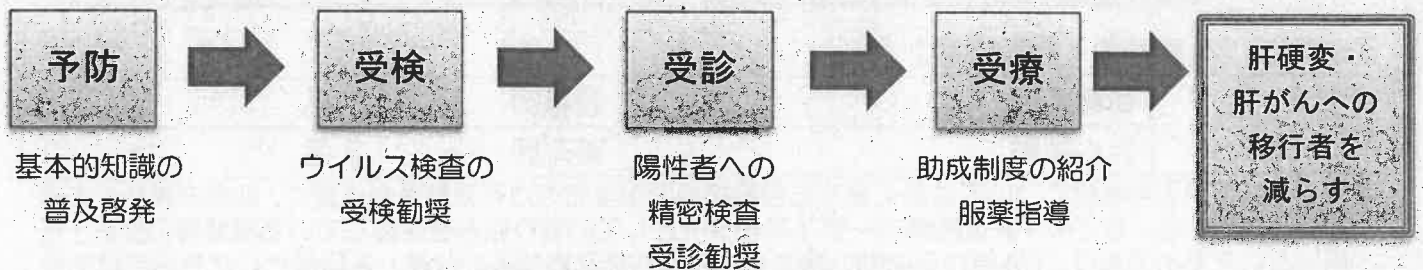
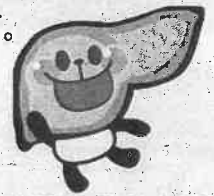
京都府では、平成31年度から肝炎対策を各地域で進めるための「肝炎コーディネーター」の養成を開始します。それに先立ち、研修内容を検討するためのモデル研修会を開催することにしました。「ウイルス性肝炎」について学んでみたい方、この機会に是非参加へのご協力をお願いします。

<肝炎コーディネーターとは>

医師、看護師、薬剤師等の様々な職種から構成され、一人で全ての役割を担うのではなく、各ステップでそれぞれの強みを生かして肝炎患者をサポートする方のことです。

<薬剤師に期待されること（例）>

- ◇ 経済的な理由で治療をためらう患者に医療費助成制度の紹介を行う
- ◇ 肝機能検査の数値が悪い患者に、ウイルス検査を勧める



- 1 日時 平成31年3月9日（土）16時から18時30分まで
- 2 会場 京都府立医科大学附属病院 臨床講義棟 南臨床講義室
- 3 対象者 薬局の勤務経験が概ね3年以上の薬剤師で、研修会前後のアンケートにご協力いただける方 定員30名 ※申込多数の場合は抽選とさせていただきます。
- 4 研修内容
 - ① B型・C型肝炎について（病態と治療薬）
 - ② 京都府の肝炎対策（無料肝炎検査、助成制度や相談窓口の紹介）
 - ③ 肝炎患者による講義（体験談）
 - ④ 習熟度テスト
- 5 申し込み方法・期限
裏面の申込用紙を下記宛先までFAX送信してください。
<宛先> 京都府健康対策課 がん対策担当 FAX：075-431-3970
<期限> 平成31年3月4日（月）正午まで
- 6 その他（詳細は研修時にご案内します）
 - 習熟度テストで一定の点数以上を取られた方を肝炎コーディネーターとして仮認定を行います。その後、受講後の活動状況について簡単な報告書を提出いただいた方について本認定を行います。
 - 本認定を受けた肝炎コーディネーターで、所属長の同意が得られた方については、所属薬局名のみ京都府ホームページで公開します（個人の氏名は公開しません。）

平成31年度 当初予算案主要事項（平成30年度2月補正含む）説明

健康福祉部

事業名	肝炎対策費		新規・継続の別		一部新規
	国庫	起債	基金	一般財源	
予算額	275,671千円		138,141	—	137,530
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎コーディネーターを養成し、肝炎に関する知識の普及啓発やウイルス検査の受検促進、患者サポート等を実施 ○ 肝炎ウイルス検査の受検促進のため、「肝炎ウイルス撲滅月間」を設け、集中啓発を実施 ○ 治療費を助成することで早期治療を促進し、肝がんを予防 ○ 肝がん・重度肝硬変に係る入院医療費の助成による患者支援 <p>2 事業概要</p> <p>(1) 新 肝炎コーディネーターの養成 (300千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師、看護師、薬剤師、行政職員など、多様な職種を対象に肝炎コーディネーターを養成 <p>(2) 新 肝炎ウイルス検査等強化事業 (3,131千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「肝炎ウイルス撲滅月間」に合わせ、休日イベントで出張肝炎ウイルス検査等を実施 <p>(3) 肝がん・重度肝硬変入院医療費助成事業 (38,377千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝がん・重度肝硬変患者の入院医療費の助成 <p>(4) 肝炎医療費助成事業 (222,342千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ B型及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー及び核酸アナログ製剤治療等に係る医療費の助成 <p>(5) ウイルス性肝炎患者の重症化予防推進事業 (3,078千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査陽性者に対する受診勧奨、精密検査費用の助成 <p>(6) 肝疾患相談センターの運営等 (8,443千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎に関する相談支援体制の充実 				
担当課・担当名	健康対策課 がん対策担当		課・担当	電話番号	075-414-4739